

2017年秋季年末闘争・組織拡大

# CTG・建設労働本部闘争速報

2017年10月12日／第12号

〒060-0909 札幌市東区北9条  
東1丁目北海道労働センター2F  
TEL 011-711-7377  
FAX 011-711-7388  
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

## トンネルじん肺根絶第5陣北海道訴訟口頭弁論 年度内の和解成立を求める 裁判所が「第1次職歴認定案」

10月10日、札幌地裁で「トンネルじん肺根絶第5陣北海道訴訟」の第6回口頭弁論が開かれました。この口頭弁論期日の直前、10月6日に裁判所から「第1次職歴認定案」が出されたことも受け、法廷では年度内の和解成立を強く求めました。

この日の口頭弁論では、村上道夫さんが原告意見陳述（=別項）をしたあと、トンネル工法のDVDを法廷で再生し、伊藤良弁護士が「準備書面（1）」の山岳トンネル工事の概要、その各工程における粉じん発生のメカニズム、個々の作業における粉じん発生と曝露の事実について述べました。引き続き、渡辺達生弁護団事務局長が、年度内に和解を成立させるよう求める訴訟進行についての意見を述べました。

武藤貴明裁判長が、裁判所が示した「第1次職歴認定案」に対する意見を11月30日までに出すよう原告・被告双方に求め、それを受け12月下旬から原告と個別被告との進行協議をおこなうという考えを述べました。そして「年度内になるべく和解をと願っている」という発言もありました。次回期日は来年1月16日で、次々回期日が3月6日に指定されました。

報告集会では、はじめに川村俊紀弁護団長が「これから寒さに向かうが、早期の和解にむけてがんばろう」とあいさつしました。渡辺達生弁護団事務局長は「10月6日に職歴1次案が出されたのは弁護団にとっても突然だった。それでも、きょうの期日前に出されたことで、この先の見通しが見えてきた。くわしい検討はこれからだが、職歴の月数が大幅に削られた原告はいない。11月末までに原告側の意見を裁判所に提出するために、必要な原告には担当弁護士から連絡がいくことになる。原告側としては、なるべく争点を減らして早期の和解をめざしたい」と報告しました。

なお、11月2日に北海道新幹線「昆布トンネル」調査をおこなうことが報告されました。

### じん肺患者の「限りある命」を考えて一日も早い解決を

原告の意見陳述で村上さんは「東京地裁では9月28日に和解が成立し、他の地裁でも年内または年度内に和解できる予定と聞いていたので、札幌地裁でも早く出してほしいと願っていた。札幌地裁の5陣の原告の中には酸素ボンベを話せない人、がんの治療をおこなっている人、お医者さんに余命いくばくもないと宣告されている人もおり、『死』と向き合いながら解決の日を待っている」と原告の命あるうちの解決を求めました。そして自身については「昭和52年から32年間トンネル工事現場で働いてきた。小さいころから身体は丈夫で、トンネル現場で働いたときも一度も大きなケガや病気もなく、切羽の先頭に立って仕事をしてきたが、平成14年ころから痰や息切れなど自分の身体に以前とは違う変化を感じるようになった。平成20年に仕事をやめたあと、平成24年に「管理2」の決定を受け、合併症で労災認定された。それまで家族には苦労をかけっぱなしで、これからは楽しいこと嬉しいことをしようと思っていた矢先だった」と振り返り、「第4陣の原告団長だった加藤さんが和解の日を迎えることができないまま亡くなり、まわりでじん肺患者が亡くなるたびに不安になる。じん肺患者の『限りある命』を考えて一日も早い解決を」と重ねて裁判所に訴えました。